

（宛先）南魚沼市税務課

令和6年分 社会保険料控除資料の送付依頼書

下記の納付義務者に係る令和6年分の社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）の納付額について、従業員から委任されましたので、従業員に代わり社会保険料控除資料の送付を依頼します。

従業員様		納付義務者氏名 (※1)	納付義務者住所	種類 (○で囲んでください※2)	委任欄 (従業員様の署名)
氏名	生年月日				
南魚 タロウ	s 45.4.1	南魚 タロウ	南魚沼市〇〇町××	国保・介護・後期	南魚 タロウ
南魚 タロウ	s 45.4.1	南魚 はなこ	南魚沼市〇〇町××	国保・介護・後期	南魚 タロウ
南魚 タロウ	s 45.4.1	南魚 ジロウ	南魚沼市〇〇町××	国保・介護・後期	南魚 タロウ
魚沼 みちこ	s 22.1.2	魚沼 だいすけ	南魚沼市××町△△	国保・介護・後期	魚沼 みちこ
				国保・介護・後期	
				国保・介護・後期	
				国保・介護・後期	

必読願います

◎国民健康保険税をはじめとする社会保険料の控除資料の請求は実際に負担している場合に請求願います。

- ・国民健康保険は世帯主が、介護保険（65歳以上）および後期高齢者医療（通常75歳以上）は被保険者（加入者）が納付義務者です。従業員様が世帯主でない場合があります。納付義務者氏名の記載が誤っている場合は回答できませんのでご注意ください。
40歳以上65歳未満の方の介護保険料は国民健康保険税（加入してる医療保険）に含まれています。
- ・同居家族分を社会保険料控除で申告できるのは普通徴収分だけです。年金から天引きされた保険料（特別徴収分）は、その年金を受給している被保険者（加入者）本人のみ控除できます。
- ・提出にあたっては事業所のご担当者様の氏名を必ずご記入ください。

《記載例の内容》

南魚タロウさんの場合、「タロウさん本人の国民健康保険税、同居家族のはなこさんの介護保険料、ジロウさんの後期高齢者医療保険料をタロウさんが負担している」という設定です。はなこさん、ジロウさんの保険料がすべて年金から天引きされている場合は回答できるものではありません。魚沼みちこさんの場合、「魚沼だいすけさんの国民健康保険税をみちこさんが負担している」という設定です。